

法律家からの助言

新型コロナウイルス禍を巡って

徳島弁護士会 貧困問題
対策委員会委員長



堀金 博

②

給料や年金などの収入がある世帯でも、最低生活費未満であれば最低生活費との差額分が支給されますし、持ち家に住んでいた農地を所有したりしている場合でも生活保護を利用することができません。

従来、生活保護を受け始めると自動車の処分を求め

生活保護

新型コロナウイルスの問題等で生活が厳しくなった場合、程度によっては生活保護の受給を検討してみても良いでしょう。生活保護は、生活費・住宅費・教育費・医療費等をパッケージで給付してもらえる制度であり、国の定める「最低生活費(生活保護基準)」以下の収入しかなく、預貯金等の所持金もわずかであれば利用できます(ただし、世帯単位での利用となりません)。なお、最低生活費は、地域や世帯の人数、年齢によって細かく決められています。

られる場合が多く、生活保護をためらう最大の要因になっていました。国は、4月7日に通知を出し、「緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは「通勤用自動車の処分指導を留保するなど、柔軟な判断を自治体に求めています。生活保護の利用に年齢制限はありませんし、働ける

緊急事態下は柔軟に対応

法律相談の電話受け付けは、平日正午～午後2時 ☎0570(073)567。日弁連ホームページでは24時間申し込める。

健康状態であっても、仕事を探しているのに就職できない場合は生活保護を利用できます。国は「緊急事態措置の状況の中で新たに就労の場を探すこと自体が困難であるなどのやむを得ない場合」には、緊急事態措置期間中、働く能力を活用できているかの判断を先延ばしできるとしています。

さらに国は、4月7日の通知で「臨時又は不特定就労収入、自営収入等の減少により要保護状態となった場合」や「緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合」には、「増収に向けた転職指導等を行わなくて差し支えない」とし、「自営に必要な店舗、機械器具類の資産」(自動車も含まれます)の保有を認めるよう自治体に指示しています。これは、今回の緊急事態を受けて、自営業者も廃業することなく生活保護を積極的に利用

できるよう促すものです。生活保護の申請先は、住民票に関係なく、「居住地」がある人は「居住地」を管轄する役場の生活保護担当部署(福祉事務所)になります。また、「居住地」のないホームレスや一時的な居候状態の人も「現在地」を管轄する役場の生活保護担当部署(福祉事務所)に生活保護の申請ができます。

また、国は緊急事態宣言の発令を受け、生活保護の申請意思がある者に対しては「生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取」し、他の情報は「後日電話等により聴取する等、面接時間が長時間にならないよう柔軟な対応で早期に保護開始するよう自治体に求めています。なお、今回の緊急事態を受けて、住居確保給付金(失業や休業等によって家賃が支払えなくなった場合、一定の条件のもとに家賃を補助してもらえる制度)についてもさまざまの特例がもたらされましたので、詳しくは最寄りの役場に問い合わせてください。